



特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設

入居者生活介護

変更届、体制届、休止・廃止届
等の提出の際の届出用紙及び添
付書類について

大津市役所 健康保険部 介護保険課



特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

変更届一覧

根拠法令：介護保険法第75条 ・ 介護保険法第115条の5

提出期限（加算関係除く） 変更後10日以内（遅れた場合は遅延理由書が必要）

1 法人関係

【提出書類】

・ **変更届出書（様式第4号）**

・ 以下の添付書類

変更内容	添付書類	備考
法人代表者の変更 （氏名・住所変更含む）	<ul style="list-style-type: none">指定申請書（様式第2号）登記事項証明書誓約書 （参考様式9-1-1）介護 （参考様式9-1-2）予防役員等名簿（参考様式9-2）暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書	<ul style="list-style-type: none">指定申請書の代表者の欄に新代表者の情報を記入して下さい役員等名簿に記載するのは、新しく就任した人のみです他法の届出忘れに注意
役員等の追加 （交代含む）	<ul style="list-style-type: none">役員等名簿（参考様式9-2）暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書	<ul style="list-style-type: none">役員等名簿に記載するのは、新しく就任した人のみです
法人の所在地変更 （移転、住居表示変更）	<ul style="list-style-type: none">指定申請書（様式第2号）登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none">指定申請書の申請者の欄に新法人の所在地を記入して下さい他法の届出忘れに注意

変更内容	添付書類	備考
法人の名称変更	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請書（様式第2号） 登記事項証明書 運営規程 	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請書の申請者の欄に新法人住所を記入して下さい 他法の届出忘れに注意
登記事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 他法の届出忘れに注意
法人の電話、FAX 番号	<ul style="list-style-type: none"> なし 	
法人の変更 （合併・事業譲渡など）	変更届ではなく、「廃止」と「新規」の申請（事前に相談が必要です）	

☆ 登記事項証明書はコピーでも可。但し、コピーの場合は原本証明が必要。

2 事業所関係

【提出書類】

・ **変更届出書（様式第4号）**

・ 以下の添付書類

変更内容	添付書類	備考
事業所の変更 （天津市内の移転） ※事前相談が必要です	<ul style="list-style-type: none"> 付表10 位置図 事業所の平面図 運営規程 法人所有の場合は土地・建物の登記事項証明書（賃貸の場合は、土地・建物の登記事項証明書に加え、賃貸借契約書の写し） ※地番と住居表示が異なる時は市役所発行の住居表示証明が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 他法の届出忘れに注意
事業所の住居表示 （移転なし）	<ul style="list-style-type: none"> 付表10 運営規程 市役所発行の住居表示証明 	
事業所の名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> 付表10 運営規程 	<ul style="list-style-type: none"> 他法の届出忘れに注意
事業所の電話番号・ FAX 番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> 付表10 	
事業所のレイアウトの 変更	<ul style="list-style-type: none"> 付表10 事業所の平面図（変更前・変更後） ※変更箇所に色を塗る 	

3 人員関係

【提出書類】

・変更届出書（様式第4号）

・以下の添付書類

変更内容	添付書類	備考
管理者の交代 ※婚姻等による氏名変更 ・付表10	<ul style="list-style-type: none"> ・付表10 ・勤務形態一覧表（参考様式1） ※変更月のもの ・誓約書 （参考様式9-1-1）介護 （参考様式9-1-2）予防 ・役員等名簿（参考様式9-2） ・暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書 ・資格証写し（有資格者の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等名簿に記載するのは、新しく就任した人のみです ・他法の届出忘れに注意
管理者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表10 ・役員等名簿（参考様式9-2） 	
計画作成担当者の交代 ※婚姻等による氏名変更 ・付表10 ・介護支援専門員証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・付表10 ・経歴書（参考様式2） ・勤務形態一覧表（参考様式1） ※変更月のもの ・介護支援専門員証写し ・参考様式10-2 	<ul style="list-style-type: none"> ・経歴書に記載するのは介護関係の経歴のみです

4 営業時間及び利用料金等

【提出書類】

- 変更届出書（様式第4号）
- 以下の添付書類

変更内容	添付書類
利用定員の減員 ※事前に市との調整が必要	<ul style="list-style-type: none">• 付表10• 運営規程• 勤務形態一覧表（参考様式1） ※変更月のもの• 資格証写し• 平面図• 写真
利用料金	<ul style="list-style-type: none">• 付表10• 運営規程（変更前、変更後） ※新旧対照表と変更後の運営規程でも可
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none">• 付表10• 協力医療機関契約書の写し ※覚書でも可

5 その他

【提出書類】

- 変更届出書（様式第4号）
- 以下の添付書類

変更内容	添付書類
運営規程の変更	<ul style="list-style-type: none">• 付表10• 運営規程（変更前・変更後） ※新旧対照表と変更後の運営規程でも可 ※必要に応じて勤務形態一覧表、資格証写し、平面図等を求めることあり

☆ 他法の届出とは、生活保護法等の届出。

☆ 上記に掲げる以外にも確認の為に書類等の提出を求めることがあります。

加算届一覧

根拠法令：老企第40号

- ・届出が受理された日が属する月の翌月から算定
（届出が受理された日がつきの初日である場合は当該月から算定）
- ・加算が算定されなくなる状況が生じた場合、又は、加算が算定されなくなった事実が生じた場合は速やかに届出を提出
（※ただし、介護職員処遇改善加算については、届出の翌々月から算定）

【提出書類】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）**介護**
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）**予防**
- ・以下の添付書類

加算・減算の名称	添付書類
職員の欠員による減算の状況	・勤務形態一覧表（参考様式1） ※人員基準欠如が生じた月（解消した場合は解消した月）
身体拘束廃止未実施減算	・改善計画（解消した場合は、改善状況）
入居継続支援加算 （予防なし）	・入居継続支援加算算定表（別紙20） ・たんの吸引等を必要とする入所者の割合が100分の15以上であることが確認できる資料（入所者名等の記載の無いもの） ・勤務形態一覧表（参考様式1） ・介護福祉士の資格証写し
生活機能向上連携加算	・訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携がわかるもの
個別機能訓練体制	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧士の資格証又は免許証写し ・勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの
夜間看護体制加算	・夜間看護体制に係る届出書（別紙9） ・勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの ・看護師の資格証写し ※准看護師は不可 ・重度化した場合における対応に係る指針 ・病院等と24時間の連携内容が確認できる書類
若年性認知症利用者受入加算	・なし
看取り介護加算	・看取り介護に係る届出書（別紙 特定ア） ・看取りに関する指針 ※夜間看護体制加算を算定していない場合は算定不可

加算・減算の名称	添付書類
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア体制に係る届出書（別紙 特定イ） ・入所者の総数のうち、認知症（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、M）である入所者の割合が2分の1以上であることが確認できる資料（入所者名等の記載のないもの） ・「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し ・勤務体制および勤務形態一覧表(参考様式1)※加算算定月のもの ・情報伝達又は技術的指導を目的とした会議の記録
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア体制に係る届出書（別紙 特定イ） ・入所者の総数のうち、認知症（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、M）である入所者の割合が2分の1以上であることが確認できる資料（入所者名等の記載のないもの） ・「認知症介護指導者研修」修了証写し ・「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに係る研修計画 ・勤務体制および勤務形態一覧表(参考様式1)※加算算定月のもの ・情報伝達又は技術的指導を目的とした会議の記録
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）イ・ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-14） ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）算定表 ・勤務形態一覧表（参考様式1） ・介護福祉士の資格証写し
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-14） ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）算定表 ・勤務形態一覧表（参考様式1）
サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-14） ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）算定表 ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）算定表別紙 ・勤務形態一覧表（参考様式1）
介護職員処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画（別紙様式2） ・介護職員処遇改善計画兼加算見込額（別紙様式2【添付書類1】） <p style="margin-left: 20px;">単独サービスの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式3） <p style="margin-left: 20px;">複数サービスの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画（別紙様式2【添付書類2, 3】） ・介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式4）

☆ 上記に掲げる以外にも確認の為に書類等の提出を求めることがあります。

休止・廃止

根拠法令：介護保険法第75条第2項 ・ 介護保険法第115条の5第2項

提出期限 変更の1ヵ月前

【提出書類】

・ **廃止・休止届出書（様式第6号）**

・ 以下の添付書類

変更内容	添付書類	備考
廃止	・他事業所への利用者の引継ぎ状況が確認できる書類	・他法の届出忘れに注意
休止	・他事業所への利用者の引継ぎ状況が確認できる書類	・他法の届出忘れに注意

再開

根拠法令：介護保険法第75条 ・ 介護保険法第115条の5

提出期限 変更後10日以内

【提出書類】

・ **再開届出書（様式第5号）**

・ 以下の添付書類

変更内容	添付書類	備考
再開	・ 付表10 ・ 勤務形態一覧表 ※再開月のもの ・ その他必要書類 管理者が変わっている場合など、休止前と変更のある場合は、経歴書や資格証写し等が必要	※他法の届出忘れに注意

☆ 他法の届出とは、生活保護法等の届出。

☆ 上記に掲げる以外にも確認の為に書類等の提出を求めることがあります。